

高齢者等シニアカーの購入助成をおこないます

高齢者や歩行が困難な障害者等が外出する際の利便性を図り、自立した生活を営む環境の整備のためシニアカー購入等への一部を助成します。

事前に、制度の説明と対象要件の確認を行った上で申請書をお渡ししますので、ご相談ください。

※シニアカーとは、座りながら移動できるハンドル操作型の電動車椅子です。

○対象要件 次のすべての条件を満たし、また(1)、(2)のいずれかに該当する人。

- 町内に住所を有する満 65 歳以上の人
- 一人での買い物や外出が困難であり、自立した生活に支障のある人
- 判断能力があり、安全に運転ができる人
- 町税等の滞納のない人
- この要綱の他にシニアカーの購入又は貸与に関する助成を受けていない人
- (1) 運転免許証を所有していない又は、運転免許証を自主返納した人
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人で、下肢機能障害 3 級以上または体幹機能障害 3 級以上の歩行困難な人。(視覚障害は対象外)

○対象となるシニアカー購入、バッテリー交換

- 町内の販売店若しくは島内に販売店を有する特定福祉用具販売事業所で購入
- 日本産業規格(JIS)T9208 に該当するシニアカー
- シニアカー購入またはバッテリー交換

※令和 6 年 4 月 1 日以降にシニアカー購入またはバッテリー交換したもの。

○助成金額

- シニアカー購入費用の 3 分の 1 の額(1,000 円未満切捨)上限額：100,000 円
- バッテリー交換費用(1 台当たり 2 回まで)上限額：50,000 円 次回は、3 年の期間を空けること。

※シニアカー購入又はバッテリー交換費用のいずれか。(1 世帯 1 台限り。)

○ご注意いただきたいこと

- 助成金の交付決定を受けて購入したシニアカーは、他人に譲渡や売買をしないで下さい。
- シニアカーの使用に伴い、発生した事故および損害等については、町はその責任を負いません。

○お問い合わせ先

和泊町役場 保健福祉課

電話：0997-84-3517 (直通)

FAX：0997-81-4024

【裏面もご覧ください。(手続きの流れ、必要書類)】

— 手続きの流れ —

「和泊町高齢者等ハンドル型電動車椅子購入助成事業」

① 役場で申請書をもらう

- 制度の説明と対象要件の確認をします。
- 申請書兼請求書（第1号様式）を渡します。

② 申請書兼請求書の提出

- 申請書兼請求書（第1号様式）
- 販売店が発行する領収書の写し
- 規格番号が確認できるカタログ等の書類
- 納税証明書
- 運転免許証の自主返納が確認できるものまたは身体障害者手帳の写しを添付。

③ 申請に係る審査及び交付決定

内容を審査し、問題がなければ町から助成金の交付決定通知を送付します。
(通常、申請から約2週間後)

④ 助成金交付

通常、交付決定後2週間程度で助成金が振り込まれます。